

自分を大好きになるために

一生野民族文化祭をめざして奮闘中一



今回、イキイキ活動レポーターとして取材をされた 合田由紀子さん

10月29日(日)第18回「生野民族文化祭」で踊る舞者《タルチュム(仮面劇)》の練習をするために、数人の若者が生野区の聖和社会館に集まってきました。

この踊りは8人の僧が修行の中で煩惱(ぼんのう)が出て、逃げ出したくなる

様子などを5分ぐらいであらわしています。本番では仮面(タル)を付けたり、手に長い筒状の布(ハンサン)を持って踊ります。腰を深くかがめたり、飛びながら回ったりとスピード感のある力強い踊りでした。仮面を付けているのに表情があらわれている感じがしました。その踊りの中に3人の男子高校生がいました。出会いは、聖和社会館「ハヌル子ども会」の夏のキャンプにボランティアとして参加したことからだそうです。

「ハヌル子ども会」の活動に参加し、仲間と民族の踊りを踊ることで自分を知るきっかけとなり、子どもたちとのかわりの中で、同じ民族の仲間という心地よさを感じた青年は、その後本名を名乗り、子どもたちもより親しみをもってくれました。

「子どもの権利条約」の第29条(教育の目的)には、一人ひとりの子どもが大切にされるような教育を受ける権利が明記され、「子ども自身の文化的アイデンティティ(自分が自分であることに確信をもつこと)」、「民族的なアイデンティティ」の尊重が強調されています。

「タルチュムの練習をして、踊ることは楽しい」「ここまでやったら、祭当日までがんばりたい」と彼らは意欲的に語ってくれました。聖和社会館 鎌本館長からは、キャンプの時に電車に乗り遅れないように走り、汗だくの彼らが子どもたちにタオルで風を送ってやっていたというやさしいエピソードも聞きました。

自らの民族文化を「自分たちのもの」と確信するパワーあふれる踊りと仲間とともに元気いっぱい全身で踊る青年の姿に大きな感動をもらえました。

民族文化祭当日、生野地域は韓国・朝鮮文化で盛り上がり、その文化に触れ楽しもうと多くの日本人も訪れ、異文化の交流が花開きます。



10月29日、本番。3ヵ月間準備・練習したタルチュムを披露しました。(大池中学校グラウンド)



毎週木・土曜日の夜、打ち合わせや練習のため仲間たちが集います。2時間も踊り続けると汗ダラダラ。練習を重ねるたびに、みるみるサマになってきました。



温水プールで、冬でも水遊び!

子どもたちは、水遊びが大好き! 1年中泳げるプールで思っきりエンジョイしましょう!



場所	最寄り駅	料金	営業時間	休館日	電話番号
鶴見緑地プール 鶴見区鶴見緑地内	地下鉄 長堀鶴見緑地線 「鶴見緑地」駅	おとな 1,200円 小中学生 600円	9:00~21:00	毎週 月曜日	(06) 6915-4721
大正屋内プール 大王区小林東3-3-25	市バス「小林」	おとな 700円 3~15歳 350円	10:00~20:30	毎週 月曜日	(06) 6555-8950
東淀川屋内プール 東淀川区東淡路1-4-53	阪急「淡路」駅	おとな 1,000円 3~15歳 500円	10:00~20:00	毎週 月曜日	(06) 6325-5077
城東屋内プール 城東区関目2-17-45	京阪「野江」駅	おとな 700円 3~15歳 350円	10:00~20:30	毎週 月曜日	(06) 4255-0230
西成屋内プール 西成区玉出東1-6-1	南海「岸里玉出」駅	おとな 700円 3~15歳 350円	10:00~20:30	毎週 月曜日	(06) 4398-1603
住吉屋内プール 住吉区浅香1-8-15	地下鉄 御堂筋線 「あびこ」駅	おとな 700円 3~15歳 350円	10:00~20:30	毎週 月曜日	(06) 6694-9171

※おとな=16歳以上 65歳以上の方はおとなの半額、小学4年生以下は保護者の同伴なしでは入場できません。



寒い日は、図書館を上手に利用

図書館は、無料で利用できて出会いと発見の場所! 市立の各図書館にはキッズ用コーナーがあったり、絵本の読み聞かせなどの行事を行ったりしているので気軽に遊びに行ってみましょう。

場所	最寄り駅	開館時間	休館日	電話番号
リニューアルオープン 東淀川図書館	阪急「淡路」駅	平日 10:00~19:00 土・日 10:00~17:00	毎週月曜日、第2・第4火曜日	(06) 6323-5476
旭図書館	地下鉄 谷町線 「千林大宮」駅	平日 10:00~19:00 土・日 10:00~17:00	毎週月曜日、第2・第4火曜日	(06) 6955-0307
市内最大級 中央図書館	地下鉄 千日前線・長堀鶴見緑地線 「西長堀」駅	平日 9:15~20:30 土・日 9:15~17:00	毎週金曜日	(06) 6539-3300

●プールと図書館について、営業日などの詳しい情報は、大阪市発行の「くらしの便利帳」をご覧ください。

※国民の祝日と休日、毎月末日、年末年始は休館ただし、11月3日(文化の日)は17:00まで閉館

子どもの権利条約

子どももおとなも、一人ひとりが大切なかけがえない存在であり、平等で、自分の意志をもち自分で決めて生きていくことが認められています。その子どもとおとなが互いに学び育ち合うことを応援するとともに、市民のみなさんに「子どもの権利条約」について知っていただくために、これから毎回条約を紹介いたします。

「子どもの権利条約」とは、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することをめざして、1989年(平成元年)国際連合で、国と国の間の約束として結ばれた条約です。日本においても、この条約を守るうと1994年(平成6年)批准し、発効しました。

条約の主な内容

- 13歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
- 子どもの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どもも他のみんなのことをよく考え、約束やきまりを守っていくことが必要です。
- 子どもは暴力や虐待(むごい扱い)といった、不当な扱いから守られるべきです。